

第27回子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成21年2月25日（金）午後6時30分～

場所：北広島市役所2階会議室

配布資料

- ①応募意見（一般26件）
- ②応募意見（一般NO13修正案）
- ③応募意見（団体722件）
- ④議員の意見・質問（北広島市議会会議録のホームページで検索できます。）

議事録

委員長挨拶：

本日の検討委員会は、昨年9月30日以来の久しぶりの開催となります。本日は、次第によりますと、2月15日に開催いたしました講演会の結果報告、次に昨年11月に実施しました意見募集の結果報告を事務局からもらい、その後、市民の意見を条例素案にどう反映させるかということになります。今日の作業としましては、具体的な意見を条例素案の何条にどう反映させるかというところまではいきませんが、方向性について決めたいと思います。

では、講演会の結果報告を啓発小員会からさせていただきます。

啓発小員会長：

2月15日（日曜）午後3時より芸術文化ホール活動室1・2におきまして、北海道中央児童相談所の所長大場信一さんを講師としてお迎えいたしまして、「問題を抱える子どもと家庭への支援」と題しまして講演を行いました。当日の参加人数は103名で、各界から幅広く沢山の方が来ていただきました。ありがとうございました。

委員長：

ただいまの報告についてご意見・質問はありますか。

委員：

講演会の内容はとても良かったと思います。講師については、当初予定していた方と違いますが、その経緯はどうなっておりますか。

啓発小員会：

啓発小員会で4回程会議を開催しながら、大学の先生を講師として検討しましたが、講師のスケジュールが合わなく、急遽、子どもの現状について熟知している大場所長をお願いいたしました。

委員長：

そういうことでよろしいですか。

委員：

わかりました。

委員長：

それでは、次の議題について、事務局の方から報告願います。

事務局：

資料については、事前配布しております。意見募集は、市民からの一般意見が26名、団体意見が722名となっております。一般意見の内訳ですが、一般市民からの意見の内容につきましては、資料の左側に書かれている内容になっております。右側の概要案につきましては、事務局の方で、今後、検討される条例素案との比較検証のために目安として記載しているものですので、参考程度に捉えてください。

13番の方の修正意見については、ご本人が素案に赤字で加筆してきたものに事務局で整理したものを修正案の形で配布してあります。

団体意見は、特定の質問に対してのご意見ですので、別枠にして整理しました。団体意見の集計結果については、団体意見の表紙にかかれていますとおりです。

問い1の差別やいじめについては、なくしたい・なくする方法があるとしたものが534名（約74%）ありました。

問い2の学校や家庭において先生や保護者に恵まれている理解されているについては、恵まれているのは447名（約62%）でした。また、学校の先生について答えているのは、106名（約15%）で、そのうち、55名が学校の先生に恵まれているとか理解されているという意見でした。

委員：

大人の年齢については、どうなっておりますか。

事務局：

住所・氏名による意見募集となっております。

委員：

性別については

事務局：

名前を確認すると分かりますが、男女平等参画の趣旨から、集計しておりません。

委員長：

ただいまの事務局の説明についてご質問をお願いします。

事務局補足：

意見の中で、〇〇〇と書かれている所がありますが、個人が特定されないように配慮したものです。左側に書かれているのは、市民からの意見そのものです。右側に書かれている概要につきましては、あくまでも事務局で整理したもので、内容も簡易的に整理したものとなっております。団体の意見については、ひらがなから漢字に変換した箇所はありますが、基本的には、意見そのものの内容となっております。

委員長：

それでは、一般の意見についての意見がありましたら、お願いします。

委員：

肯定的でない意見については、「子どもの権利条例」についての啓発が十分でないためにそういうふうに捉えられたものと感じました。

委員：

今後の進め方に意見があります。

13番の意見修正案についてですが、条文の内容の修正と、法的な文法の修正に別れると考えます。法的な文法修正については、問題はありませんが、条文の内容修正については、委員皆さんと考えたいと思います。

委員長：

他に意見はありませんか。

委員：

賛成・反対にとらわれることなく、貴重な意見は取り入れる方向で行きたいと考えます。

委員：

明確に反対している意見について、条例素案の啓発をもっとすることによって理解される面が多くあると思いますが、納得できない箇所もあると思います。委員としては、委員の共通理解の上で、対応すべきと考えます。

委員：

パブリックコメントなので、原則すべて委員会として回答するものと考えます。特に反対については、精査したうえで、委員会として回答すべきと思います。次に、修正案・訂正案の意見について対応すべきと考えます。高校生の意見の中に、参考になる意見が多くあり、どう権利条例素案に取り入れるか検討すべきと考えます。

委員長：

色々意見がでました。今後の議論の進め方としては、最初に反対意見について整理し、その次に修正案・提案について議論します。それでは、19番について考えましょう。この方は、「パートナー」ではないという意見ですが。

委員：

子どもと大人とでは、知識、経験や見識が違うとのことですが、子どもの意見に正面から向き合っていかなければならないと考えます。

権利については、正しいことを伝えることが権利であると考えます。条例は、法律違反のものまで認めることはないなので、暴走族については違うと考えます。プライバシーについては、子どもと向き合ってお互いに理解し合えることを前提に考えており、命に関わることについては、親の監督権はあると考えています。個性については、大変難しい問題ですが、正しいことを伝えることが権利であると考えれば、理解されると考えます。

体罰については、定義の問題があるのは事実ですが、教師は体罰なく子どもに教えることが大前提と考えます。

委員：

基本的にとらえなければいけないのは、「子供観」が大きく変わってきています。以前は、子どもは「保護の対象」でしたが、国際的には、「主体的権利」と変わってきており、次の時代を作っていくということ。条約を批准したから作るということではなく、条例を作ることによって子どもに権利があるということを流布する足がかりになると考えます。子どもは、大人の庇護のもとで育つという面はありますが、子どもの人格という観点からは、違うのではないかと思います。

委員：

パートナーという言葉を使ったのは、街づくりの意味合いで、反対者が述べている意味とは違いますので、説明はつくと思います。

委員：

会議の運行について、賛成・反対の意見はありますが、それを条文に反映させるにはどうすべきかを議論して欲しい。

委員長：

意見については、答える義務がありますので、共通認識を持たなければなりません。そのため、特に反対意見については取り上げるということです。

たとえば、個性については、障がいをもった子どもたちを一つの個性として人格あるものとして共通認識がありますが、反対している人は、制約あつての個

性といっているので、認識に違いがあります。

委員：

この方は、悪い方悪い方へ考えるようですので、危惧を感じさせないような文面に配慮すべきなのかと思いました。

委員長：

反対意見の中で、「この種の権利条例は他の自治体でも様々な問題が提起されとあります」と書かれておりますが、委員の皆さん、具体的なものが何かあるのなら、お聞かせ願いたいのですが。

委員：

インターネットを調べる限り、ないように思います。

委員長：

19番については、基本的な認識の所で、意見が違いますので、この辺をまとめればよいと思います。どの様に、回答を周知するのですか。

事務局：

広報による方法もありますが、量的に考えると、ホームページになります。ホームページで、1件1件について、検討委員会でごう考えましたと回答することになります。他には、市民の皆さんが集まる場所、たとえば出張所などに配置するなど考えられます。

委員：

①の暴走族に関しては、条例では、公序良俗に反するものは認めないということになります。②のプライバシーに関しては、プライバシーをどう定義するかによって違って来るから、プライバシーを定義する必要があると思います。

委員：

プライバシーについて家庭崩壊との指摘がありますが、親の責務を規定してありますので、合わせて考えていただければ良いと思います。

委員：

3番目の周囲との協調性ですが、権利条例を考える大前提は、自分の権利を知るということは、人の権利も知るということですから、また、前文にもその趣旨が書かれておりますので、説明がつくと考えます。

委員：

条例素案第8条の解説を見てもらえば、説明がつきますね。

委員：

体罰の定義についての指摘については、どうしますか。

委員：

体罰の定義については、どこにもかかれていませんが、学校教育法の中で禁止されていることと、批准した条約に書かれているということで説明がつくと思います。

委員：

体罰については、受け手の感じ方もあり細かく規定することは難しいので、学校教育法で禁止していると説明するだけでいいと思います。

委員長：

だいたい意見が出揃いましたので、19番に対する検討委員会としての意見を集約して回答します。次に26番についてはどうですか。

委員：

「自分の義務に見合う以上に肥大化した権利を手にする」というところですが、検討委員会では、権利と義務が相対するものではないという共通認識があり、相対するのは、権利と責務という認識です。そのことを意見として書く必要があります。

委員：

「その権利は、子供自らの思考で得られるものでなければならない」というところですが、法的に考えると、これまで獲得してきた権利の全てがなくなってしまう。

委員：

論理的な展開ではなく決め付けなので、議論することが難しい。

委員長：

26番については、この辺でよろしいですか。今後の進め方ですが、事務局の方から何かありましたら、お願いします。

事務局：

意見の取扱方法についてですが、事務局としては、今回の意見を受けて、もう一度条例素案を、解説を含めて、考えていただき、検討委員会としての素案を最終的に固めていただきたいと思います。

委員長：

次回の日程はどうなりますか。

事務局：

日程を決める前に、順番が逆になりましたが、子どもの権利条例に関する今までの議会の質問を配布しております。今までにも何回か議会の動きについては、報告していることと思いますが、昨年の中4回定例会の中で、議会での質疑・意見などについて、どのように伝えているのかという質問がありましたので、今回の配布となっております。配布にあたりましては、質問・意見があったという事実の情報提供ということでご理解願います。

委員長：

次回の日程は、

委員：

3月9・10日あたりでお願いしたい。

委員：

学校の行事も色々あるので。

委員長：

日程については、多くの委員が参加できる日程を調整してください。
本日は、お疲れ様でした。